

記 者 発 表 資 料
令和7年10月21日
(担当) 議会事務局庶務課
石川、鈴木
(内線) 700-4611
(直通) 214-6164

市議会における服装の取り扱いについて

仙台市議会では、環境に配慮した取り組みの一環として、これまで夏期の軽装化を実施してまいりましたが、今後は年間を通じて、個々の議員の判断により、ノーネクタイ等で会議等（本会議、委員会を含めた議会の全ての会議）に出席できることとします。

1 開始日 11月1日（土）

2 目的

- （1）年間を通じて、過度な冷暖房に頼ることなく、市議会として、これまで以上に環境に配慮した行動を行う。
- （2）議員自らが、気温や室温に合わせた働きやすい服装を選択できることとする。

3 実施内容

年間を通じて、ネクタイ等の着用を必須とせず、気候に応じた働きやすい服装での会議等への出席を可とするもの

※ネクタイ等の着用を一律に禁じるものではありません

4 軽装等の考え方

- （1）議員として、品位を損なわず、対外的に不快感や違和感を与えることがないような服装。
- （2）式典等への出席をはじめ、社会通念上必要と判断される場面においては、スーツ等を着用するなど、TPO（時・場所・場面）に応じて適切に対応。